

# 第11回知恵ビジネスプランコンテスト認定プラン決定!

本所では、京都の特性や企業独自の強みを活かした新たな知恵によって“顧客創造”を実現するビジネスプランを募集し、応募総数57件の中から6件のビジネスプランを「知恵ビジネス」と認定しました。

3つの知恵を活かした  
五十家の“漬け野菜”で  
通販市場の開拓



(株)五十家コーポレーション  
<http://isozumi.jp/>



顔料箔  
それは、インクを  
使わない印刷

関西巻取箔工業(株)  
<http://www.kanmaki-foil.com/>



試着や試乗がある  
ように、建物には  
「タメシダテ」を



㈲一級建築士事務所 ターボ設計  
<http://www.turbo-architect.com/>



おりがみ文化で  
街ごと染める  
和紙カバーを用いた  
景観づくり事業

(株)京都設備  
<https://www.kyoto-setsubi.co.jp/>



家具や雑貨の  
ディスプレイで不動産の  
プロモーションサポート



(株)イノブ  
<https://www.inobun.co.jp/>



京都産九条葱の  
未利用部位(蓄)を使った  
商品開発と素材供給

農業生産法人 (株)西陣屋  
<http://www.nisijinya.com>

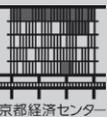


# ビジネスサポート かわら版

2020/4・5

京都商工会議所  
中小企業支援部  
下京区四条通室町東入  
☎ 075-341-9780

次代へ動く。  
京都商工会議所、  
四条室町に誕生。



## 経営インフォメーション

### ⚠️ 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口のご案内

新型コロナウイルスによる事業への影響により、行政の支援策の活用等、経営におけるご相談は、担当行政区の下記ビジネスサポートデスクまでお問い合わせください。



《行政の主な支援策(3月10日現在)》

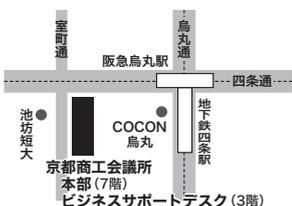
厚生労働省による措置	「雇用調整助成金の特例措置」
日本政策金融公庫の金融支援	「セーフティネット貸付」「衛生環境激変特別貸付」など
京都府、京都市の金融支援	「新型コロナウイルス対応緊急資金」及び「災害対策緊急資金(セーフティネット4号)」など

#### 【施設及び店舗利用者や従業員向けの感染防止対策】

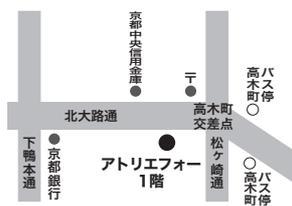
- 発熱、咳等の症状がある方に対し、速やかな医療機関への受診勧奨
- 石けん及び流水による手洗いの遂行、咳エチケット(マスク着用)の周知
- ロビー、手洗い場等に消毒用エタノールの設置と施設・設備の拭き取り

\*国では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。なお、国、府・市の支援策については、日々更新されていますので、事前に各サイトをご確認ください。

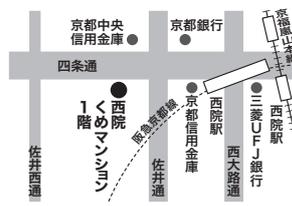
### ご相談は事業所のある行政区の各ビジネスサポートデスクへ



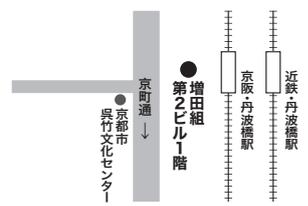
(上京区・中京区・下京区・東山区・山科区)  
**本部・ビジネスサポートデスク**  
TEL 075-341-9790  
FAX 075-341-9797  
下京区四条通室町東入 京都経済センター  
※阪急烏丸駅・地下鉄四条駅26番出口直結



(北区・左京区)  
**洛北ビジネスサポートデスク**  
TEL 075-701-0349  
FAX 075-791-8505  
左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階  
※高木町バス停より徒歩2分



(右京区・西京区)  
**洛西ビジネスサポートデスク**  
TEL 075-314-8771  
FAX 075-314-8911  
右京区西院糞町13 西院くめマンション1階  
※阪急西院駅より徒歩3分



(伏見区・南区)  
**洛南ビジネスサポートデスク**  
TEL 075-611-7085  
FAX 075-603-2601  
伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階  
※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分

# 地域活性化推進委員団体のご紹介

京都の振興・活性化と中小企業の経営向上を図るため、地区内の民間業種団体並びに地域団体の役員の方を「地域活性化推進委員」として委嘱しています。

## 河原町グリーン商店街振興組合

理事長 早瀬 善男  
所在地 下京区河原町通仏光寺上ル  
TEL 075-341-1415

### 主な活動

当商店街は、昭和54年設立、平成2年に法人化しました。河原町通りの四条～五条間に面する商店、会社など、約100軒で構成されています。ここ数年のインバウンドブームにより、当初は2軒だった宿泊施設が續々と建設され、翌年には12軒のホテルが建ち並びます。

交通の便が良く、旅行者の方々に利用して頂きやすい最高の宿泊拠点になるかと思えます。当商店街を訪れた皆様に、楽しみながら散策して頂こうとポケモンのキャラクターを街灯に設置したり、季節の絵画を飾るなど、回遊性のある商店街を目指し、様々な企画をしています。また、防犯カメラを多数設置し、安心安全なまちづくりを心掛けています。今年5月15日には、これまでの感謝を込め、設立30周年記念式典を開催。これからも親しまれる商店街であり続けるため、より一層飛躍したいと思えます。



街灯に設置したポケモンキャラクター

## 墨染ショッピング街

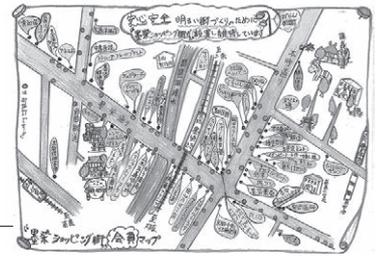
理事長 森本 美津代  
所在地 伏見区深草北新町636  
TEL 075-643-3438

### 主な活動

由緒ある寺社が多く集まる当商店街では、積極的に行事やお祭りにかかわることで地域とともに発展することを目指しています。「桜寺」の別名をもつ墨染寺のさくらまつりは当商店街が協力する、春の訪れを告げる恒例イベントです。また藤森神社で開催される夏祭りに協賛し、多くの組合員が参加して盛り上がりを見せています。

「安心・安全・明るい街づくり」を合言葉に地域貢献のため街路灯を設置、維持管理を行い、その趣旨に賛同する医療法人、社会福祉法人、学習塾などにも多数ご加盟いただいています。毎年、更新される会員マップは手作りで作成し、地域の方にも好評です。

隠れた桜の名所の墨染寺、勝運と馬の神様の藤森神社にお越しの際は手作りマップを手にとり墨染ショッピング街をめぐるてみてはいかがでしょうか。



墨染ショッピング街マップ

## 経営インフォメーション

### ●受動喫煙対策、はじめていますか？

2020年4月より、飲食店やオフィス・事業所等で原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などの改正健康増進法が全面施行されます。屋内での喫煙には、施設の分類に沿った喫煙ルールの確認が必要です。

20歳未満  
喫煙エリア  
立入禁止

屋内喫煙には  
喫煙室の設置  
必要

喫煙室には  
標識掲示  
義務付け

※既存の飲食店については、資本金、客席面積に応じて経過措置があります。

【詳細】厚生労働省 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

京都市 <http://www.pref.kyoto.jp/gan/judokituen/taisaku.html>

京都市 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000234051.html>



## 経営に関する専門相談

相談  
無料  
秘密  
厳守

相談分野	実施曜日	受付場所
事業に係わる法律 (弁護士)	毎週(火)	ビジネスサポートデスク
税務(税理士) ※記帳指導は除く	第1～4(木)	ビジネスサポートデスク
雇用・労務管理 (社会保険労務士) ※事業主対象	第2・4(金)	ビジネスサポートデスク
経営 (中小企業診断士) ※マーケティング、 生産管理、IT活用等	毎週(月)	洛西ビジネスサポートデスク
	毎週(火)	洛北ビジネスサポートデスク
	毎週(水)	ビジネスサポートデスク
	毎週(木)	洛南ビジネスサポートデスク
第三者への事業承継 (中小企業診断士ほか)	毎週 (月)～(金)	京都府事業引継ぎ支援センター (075-353-7120)

- 相談時間：午後1時～4時(受付は3時30分まで)  
※第三者への事業承継は午前10時～午後5時(予約優先)
- 下記内容のご相談は、ビジネスサポートデスクへご予約ください。(075-341-9790)  
・記帳指導(税理士)  
・不動産登記、会社登記全般(司法書士)  
・知的財産関係(弁理士)  
・許認可関係、入管手続等(行政書士)  
・店舗デザイン(商業施設士)  
・国際ビジネス(専門アドバイザー)は産業振興部(075-341-9771)
- 該当日が祝日、お盆、年末年始の場合は休会します。



## マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資)

手数料  
無料

## 無担保で保証人不要、低金利の融資制度

融資限度額  
2,000万円

(設備・運転を併せた  
限度額)

金利

1.21%

(2020年3月2日現在)

### 融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済(残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要
- 融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- 返済期間は、設備：10年以内 運転：7年以内(運転資金1年以内、設備資金2年以内の据置も可)

※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

### 利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の事業者(ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方